教職員の助け合い

互助部加入のご案内

岩手教育界の財産である岩手教育会館は、教職員の福利厚生事業、教育会館の管理運営事業、教育の振興に関する事業を行っており、貸付の互助部、罹災見舞の共済部、芸術祭の公益文化部、職員録の出版部、団体保険の保険部があります。 あなたもぜひ互助部に加入をし、助け合いの輪をひろげましょう。

一般財団法人 岩手教育会館

- ◎互助部は互助部積立金を原資として貸付事業を行っています。
- ◎互助部積立金は、毎月1,000円(1口100円10口)以上を給与から控除します。
 - ☞ 積立金は退職時に 1.5%の割増金を加算し『退職給付金』として給付します。

同時に岩手教育会館管理部員となり、部費として教育会館建設拠出金 月額 200 円を納入いただきます。(150 ヶ月納入。退職時に拠出額の 1/3 相当額を退職慰労金として給付) 部員は岩手教育会館の施設を割引でご利用いただけます。

- ※育児休業など無給休職期間中は建設拠出金・互助部積立金の納入は停止となります。
- ※管理職になられた場合や教育委員会等へ異動された場合は福利厚生事業協力金月 300 円を納入いただくことにより資格を継続できます。
- ◎互助部員になると加入6ヶ月後から、生活資金、教育資金、自動車購入資金、住宅資金の4種類の貸付を利用することができます。(裏面をご覧ください)
- ◎『入部申込書』に記入押印をし、ご提出ください。毎月25日までの受付分は、翌月から 積立を開始します。(<u>入部は岩教組組合員に限ります</u>)



><

入 部 申 込 書

一般財団法人 岩手教育会館 理事長 様

年 月 日

学校名							学校		県職員 番 号	
氏 名	フリガナ			E	Ē)	性別	男	女	※事務局 記入欄	
生年月日	年	月	日	職	名					
互助部積立金加入(変更)口数 (1口100円10口以上)		П			円		受付印			
教育会館建設拠出金		2				200円				_

【個人情報について】 ご記入いただいた内容は、部員登録及び当会館事業に関するご案内のために利用するものです。

〈提出先〉〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号 (一財)岩手教育会館互助部